

平成30年7月3日
経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業
商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)
作成事業の実施状況について
(平成28年度及び29年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

本事業は、出願された商標が商標法第4条第1項第11号に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を効率的に行うため、構成中に図形要素を含む商標について、特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、既登録商標や出願商標等について図形要素の観点から類似する商標の絞り込み調査を行い、その調査結果(サーチレポート)を納入するものである。

2. 業務委託期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

3. 受託事業者

一般財団法人 日本特許情報機構

4. 受託事業者決定の経緯

入札説明会では2者の参加があったところ、入札参加者は1者であった。

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された企画書について同実施要項に定める技術審査委員会において審査した結果、必須項目を満たしており合格との判断に至った。その後、平成28年2月25日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式にのっとり上記受託事業者が落札者となった。

II 確保されるべき質の達成状況及び受託事業者からの主たる改善提案に関する実施状況

1. 確保されるべき質の達成状況

(1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告件数)

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、実施件数全体の1%以内とすること。	0% 実施件数32,150件 のうちフィードバック 件数は0件	0.01% 実施件数32,840件 のうちフィードバック 件数は4件

(2) 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入

(3) 成果物の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
成果物については、特許庁が発注した日から2か月以内に、遅滞なく納入しなければならない。 なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと。	納入実績年間平均 1.5か月 なお、平成28年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均 1.3か月

(4) 早期審査対象の出願等の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
早期審査、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入すること。	発注から2週間以内 (平均2.4日)に納入。 (対象件数286件)	発注から2週間以内 (平均4.0日)に納入。 (対象件数471件)

(5) 年間の納入回数

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
年度ごとにその納入処理を行うこと。(約50回)	全件年度内に納入。 (納入回数49回)	全件年度内に納入。 (納入回数50回)

(6) 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
出願数の動向から多少の変動はあるものの、1ロット623件程度の納入処理が可能な実施体制を確保すること。	実施済み。 (平均670件)	実施済み。 (平均657件)

2. 受託事業者の改善提案に関する実施状況

(1) 業務の効率化について

受託事業者は、発注用電子データから調査者全員が確認できる管理用データベースを作成し、これを用いて全体の進捗状況を把握しながら調査者に調査案件(早期審査案件も含む。)を振り分けている。このデータベースの利用により進捗管理業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。(Ⅲ2.)

(2) 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、以前より、調査者等に調査方法、業務に要する高い専門知識を修得させるための職員教育体制を確立している。また、図形商標の絞り込みにはウィーン図形分類の検索式を用いているところ、高い頻度で出願されるハウスマーク商標などを検索するために、モデル検索式を事前に作成、蓄積し、それを活用することで、同様の商標間の調査結果のばらつきを回避するな

ど、調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入された調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことから裏付けられている。(Ⅱ1.(1))

Ⅲ 実施経費に関する状況(平成28年度及び29年度)

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されるが、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動することから、単純に実施経費を用いて削減効果を確認することは適当でない。

よって、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	28年度 ～30年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	7,686 円	7,440 円	246 円	約3.2%

<経費削減額>

(1) 事業評価期間の削減額(28年度及び29年度)

平成28年度及び29年度合計調査件数64,990件

$$\times \text{単価当たりの削減額}246\text{円} = 15,987,540\text{円}$$

(2) 単年度当たりの平均削減額 7,993,770円(3.2%)

Ⅳ 評価のまとめ

平成28年度及び29年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成している。

また、受託事業者による業務改善提案の実施により、納入期間の短縮及び経費削減並びに調査結果(サーチレポート)の品質向上の点で効果を上げていることは評価出来る。

実施経費については、年間平均調査件数で従来経費(単価)と比較すると、単年度当たり7,993,770円(3.2%)経費が削減されている。

本事業においては、早期審査対象の出願等について、相当数の早期納品を実現しており、審査処理促進に貢献している。

Ⅴ 今後について

事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 法律専門家等外部有識者で構成された「評価委員会」を設ける等、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて準備を進めている。
- (3) 本事業の入札において応札者は1者であったが、これは本事業の遂行に必要な人員、能力及び設備等を備えられる事業者が限られているためであり、一定の者に対して有利となるような入札要件はない。
- (4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (5) 従来経費からの節減額は単年度当たり7,993,770円(3.2%)であり、効率的な業務運営により経費削減の効果が上がっている。

上述のとおり、本事業は、確保されるべき質に係る目標等を達成しているが、入札が1者であったことを踏まえ更なる競争性の確保に努めていくことが必要と考える。

また、本事業は、これまでに様々な改善を実施していることからすると、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ1(2)に規定されている「市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業」に該当するものといえる。

そうとすると、本事業については、市場化テストを終了させていただき、今後は、当庁の責任において事業を実施することとしたい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図る努力をしてまいりたい。